

環廃産発第1405303号

平成26年5月30日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

移動式がれき類等破碎施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号の2に掲げる産業廃棄物処理施設であって、移動することができるように設計したもの（以下「移動式がれき類等破碎施設」という。）は、廃棄物の発生場所において減容化及びリサイクルが可能であることや、廃棄物を中間処理施設まで運搬する必要がないため、移動に伴う環境汚染のリスクが低減されるなど、建設工事現場等において高いニーズがある。しかし、移動式がれき類等破碎施設は、その特性から設置場所が定まらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の手法が示されていないこと等を理由として、その取扱いが自治体間で異なるといった状況が見受けられる。

今般、移動式がれき類等破碎施設に係る法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可（以下「設置等の許可」という。）の申請に対する、法第15条の2第1項第1号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準等についての審査方法及び生活環境影響調査の実施方法に関する考え方を、別紙のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、移動式がれき類等破碎施設の設置等の許可の申請に係る審査については、別紙を参考とし、円滑な運用を図るようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

移動式がれき類等破碎施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第8号の2に掲げる産業廃棄物処理施設であって、移動することができるように設計したもの（以下「移動式がれき類等破碎施設」という。）の設置等の許可に係る考え方、設置等の許可申請に係る技術上の基準及び維持管理計画についての審査方法及び生活環境影響調査の実施方法に関する考え方は、以下のとおりとする。

なお、以下においては、法第15条第1項に規定する許可（以下「設置許可」という。）について記載するが、法第15条の2の6第1項の許可の際にも同様の方法、考え方によるものとする。

第1 対象とする施設及び設置許可に係る考え方について

1 対象とする施設

対象とする施設は、産業廃棄物処理業者が、工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内（以下「排出現場等」という。）において、工事の一環として期間を区切って設置する移動式がれき類等破碎施設とする。

したがって、産業廃棄物処理業者が、工事等と関係なく事業場内の一定の場所に移動式がれき類等破碎施設を設置する場合、期間を限定せず恒常的に移動式がれき類等破碎施設を設置する場合等には、定置した施設と同様の審査等を行うものとする。

2 設置許可に係る考え方

1に該当する移動式がれき類等破碎施設の設置許可について、都道府県知事（令第27条に規定する指定都市の長を含む。以下同じ。）の設置許可を受けた産業廃棄物処理業者は当該都道府県が管轄する区域内一円において使用することが可能である。したがって、移動式がれき類等破碎施設を使用する排出現場等ごとに設置許可を受けることは要しない。

第2 技術上の基準（構造基準）の審査の考え方（法第15条の2第1項第1号関係）

移動式がれき類等破碎施設の設置許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条及び第12条の2第9項に規定する技術上の基準の審査における考え方を次に掲げるとおりとする。

1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること（規則第12条第1号）

- (1) 本体自重等を構造図、カタログ、仕様等が記載された資料、取扱説明書等（以下「カタログ等」という。）により確認すること。なお、取扱説明書に記載されているとおり使用し、点検及びメンテナンスを適切に行うことで構造耐力上の安全性は確保できると考えられる。
- (2) 設置許可申請書に添付された維持管理計画書（参考資料3の例示参照）に「水平堅土（重機の走行により容易に傾斜や沈下など生じない地盤）上に設置する。」等の記載があること。

2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること（規則第12条第3号）

対象となる移動式がれき類等破碎施設は、防錆のために塗装等がされており、取扱説明書に記載されているとおり使用し、点検及びメンテナンスを適切に行うことで、排ガスや排水による移動式がれき類等破碎施設本体の腐食は、通常、想定されないこと。

3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること（規則第12条第4号）

(1) 移動式がれき類等破碎施設からの産業廃棄物の飛散及び流出を防止するために、必要に応じて講じられる具体的な対策（散水等）について確認すること。

(2) 対象となる移動式がれき類等破碎施設は、期間を区切って設置されるものを対象としているため、木くずの腐敗等による悪臭の発生は、通常、想定されないこと。

4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること（規則第12条第5号）

(1) 騒音及び振動による生活環境への影響を確認する方法としては、低騒音、低振動に配慮して製造された施設であることをカタログ等により確認する方法、移動式がれき類等破碎施設のメーカーの技術資料等から騒音及び振動に関するデータを確認する方法が考えられる。

(2) なお、別添「移動式がれき類等破碎施設の生活環境影響調査ガイドライン」参考資料に示すとおり、重機を併用する場合であっても、騒音及び振動の大きさに大きな違いはないものと考えられる。

5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること（規則第12条第6号）

移動式がれき類等破碎施設で行われる散水等は、産業廃棄物の飛散等を防止するための必要最小限のものであると考えられるため、排水の放流は、通常、想定されないこと。

6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の能力に応じ、十分な容量を有するものであること（規則第12条第7号）

対象となる移動式がれき類等破碎施設は、工事の一環として設置されるものであることから、産業廃棄物の受入設備の設置は、不要であると考えられる。なお、排出現場等で、工事の元請業者が処理前の産業廃棄物を保管する場合には、法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準が適用される。

7 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること（規則第12条の2第9項第1号）

移動式がれき類等破碎施設からの産業廃棄物の飛散及び流出を防止するために、必要に応じて講じられる具体的な対策（散水等）について確認すること。

第3 維持管理に関する計画に係る審査の考え方（法第15条の2第1項第2号関係）

移動式がれき類等破碎施設の設置許可に当たっては、維持管理に関する計画の記載事項が規則

第12条の6及び第12条の7第9項に規定する維持管理の技術上の基準に適合していることを確認するものとし、その審査における考え方を次に掲げるとおりとする。

- 1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと（規則第12条の6第1号）

処理する産業廃棄物が、排出現場等から発生する物のみであることを確認すること。

- 2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと（規則第12条の6第2号）

施設への投入方法が、施設の処理能力を超えるおそれのない方法であることを確認すること。

- 3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること（規則第12条の6第3号）

(1) 施設異常時の対処方法が、適切なものであることを確認すること。

(2) 処理前及び処理後の産業廃棄物が、排出現場等から外部に流出するおそれがないよう、敷地境界付近での保管場所の設置を避けることが考えられる。

- 4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと（規則第12条の6第4号）

カタログ等から施設を適切に管理するための保守点検方法、期間等を確認した上で、定期点検の頻度、項目、内容等を確認すること。

- 5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するため必要な措置を講ずること（規則第12条の6第5号）

(1) 設置許可申請書に添付された維持管理計画書に、産業廃棄物の飛散及び流出を防止するための具体的な対策の記載があり、必要に応じて対策が講じられることを確認すること。

(2) 対象となる移動式がれき類等破碎施設は、期間を区切って設置されるものを対象としているため、木くずの腐敗等による悪臭の発生は、通常、想定されないこと。

- 6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること（規則第12条の6第6号）

蚊、はえ等の発生、ねずみの生息等は、移動式がれき類等破碎施設が期間を区切って設置されるものであるため、通常、想定されないこと。また、移動式がれき類等破碎施設を設置する排出現場等における衛生上の配慮（清掃等）について、設置許可申請書に添付された維持管理計画書で確認すること。

- 7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること（規則第12条の6第7号）

(1) 施設の稼働により発生する騒音及び振動について、人家、公共施設等に生活環境保全上の影響がないよう、適切な離隔距離を保持して稼働されることを確認すること。離隔距離に

関しては、距離減衰を考慮した上で、敷地境界からの距離等から確認すること。

- (2) 敷地境界からの離隔距離が十分に確保できない場合には、防音及び防振対策として、防音シートの設置等の影響を低減する措置が講じられることを確認すること。
 - (3) 施設の稼働時間が、人家等に影響が生じない時間帯であることを確認すること。
 - (4) 設置許可申請に当たり、騒音及び振動について実測する必要は通常ないが、人家が近い場合等には、必要に応じて、稼働期間中に騒音及び振動に関する測定を行うことが望ましいこと。
- 8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと（規則第12条の6第8号）
- 移動式がれき類等破碎施設で行われる散水等は、産業廃棄物の飛散等を防止するための必要最小限のものであると考えられるため、排水の放流は、通常、想定されないこと。
- 9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること（規則第12条の6第9号）
- 第3の4に係る定期的な点検、検査その他の措置の記録が3年間保存されることを確認すること。
- 10 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること（規則第12条の7第9項第1号）
- (1) 設置許可申請書に添付された維持管理計画書に、産業廃棄物の飛散及び流出を防止するための具体的な対策の記載があり、必要に応じて対策が講じられることを確認すること。
 - (2) 人家が近い場合等は、必要に応じて、散水等の対策が講じられることを確認すること。また、風向及び風速の予測から周辺への影響が懸念される場合には、作業を一時的に中断する等の対策が講じられることを確認すること。

第4 生活環境影響調査の方法（法第15条第3項関係）

法第15条第3項に規定する生活環境影響調査の方法は、別添「移動式がれき類等破碎施設の生活環境影響調査に関するガイドライン」に示す方法とする。

第5 その他

都道府県知事が設置を許可した移動式がれき類等破碎施設について、適切に生活環境保全措置が講じられていることを確認するために施設稼働状況等を把握する方法としては、次の方法が考えられる。

- (1) 施設設置前に、設置場所、排出現場等以外で産業廃棄物を保管する場合の保管場所、環境保全措置等について報告することを設置許可申請時に添付する維持管理計画書で求める。
- (2) 稼働終了後に、施設の設置場所、稼働期間等の稼働状況に関する報告を求める。
- (3) 必要に応じ、報告徴収等により、施設の設置場所、稼働期間等の稼働状況等について報告を求める。

※ 別添略